

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越前市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

越前市長

公表日

令和5年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村長にその情報を通知する。 【具体的な事務】 ・申告特例に関する申請書の受理・応答、保管 ・申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例を希望する者の住所地の市区町村に対する申告特例通知書の作成、送付
③システムの名称	エクセルファイルで管理、国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ワンストップ特例通知書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、第3項及び別表第1の16の項、第19条第2号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係) ・地方税法附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越前市総合政策部ブランド戦略課
②所属長の役職名	ブランド戦略課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越前市総合政策部ブランド戦略課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3016

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	IVリスク対策	なし	記載事項「IVリスク対策」の追加	事後	様式の改正による変更であり、変更期日が令和元年7月1日である。
令和1年6月10日	IIしきち値判断項目	平成31年1月10日	令和1年5月10日	事後	様式の改正による変更に伴い、変更(変更期日は令和元年7月1日である。)
令和2年6月11日	I関連情報、5評価実施機関における担当部署	越前市産業環境部商業・観光振興課 商業・観光振興課課長	越前市産業環境部観光交流推進課 観光交流推進課課長	事後	名称変更
令和2年6月11日	I関連情報、8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	越前市産業環境部商業・観光振興課 福井県越前市府中一丁目2-3 センチュリープラザ2F 0778-22-3007	越前市産業環境部商業・観光振興課 福井県越前市府中一丁目2-3 センチュリープラザ1F 0778-22-3007	事後	住所変更
令和2年6月11日	IIしきい値判断項目 1対象人数の日付	令和1年5月1日	令和1年12月31日	事後	日付変更
令和2年6月11日	IIしきい値判断項目 2取扱者数の日付	令和1年5月1日	令和2年6月1日	事後	日付変更
令和3年6月24日	IIしきい値判断項目 1対象人数の日付	令和1年12月31日	令和2年12月31日	事後	日付変更
令和3年6月24日	IIしきい値判断項目 2取扱者数の日付	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	日付変更
令和4年8月18日	I関連情報、5評価実施機関における担当部署	越前市産業環境部観光交流推進課 観光交流推進課課長	越前市産業環境部観光誘客課 観光誘客課課長	事後	名称変更
令和4年8月18日	I関連情報、8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	越前市産業環境部観光交流推進課 福井県越前市府中一丁目2-3 センチュリープラザ1F 0778-22-7434	越前市産業環境部観光誘客課 福井県越前市府中一丁目2-3 センチュリープラザ1F 0778-22-7434	事後	名称変更
令和4年8月18日	IIしきい値判断項目 1対象人数の日付	令和2年12月31日	令和3年12月31日	事後	日付変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月18日	IIしきい値判断項目 2取扱者数の日付	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	日付変更
令和5年8月10日	I関連情報、5評価実施機関における担当部署	越前市産業環境部観光誘客課 観光誘客課課長	越前市総合政策部ブランド戦略課 ブランド戦略課長	事後	機構改革に伴う担当課の変更
令和5年8月10日	I関連情報、7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	越前市総務部秘書広報課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3428	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013	事後	機構改革に伴う担当課の変更
令和5年8月10日	I関連情報、8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	越前市産業環境部観光誘客課 福井県越前市府中一丁目2-3 センチュリープ ラザ1F 0778-22-7434	越前市総合政策部ブランド戦略課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3016	事後	機構改革に伴う担当課の変更
令和5年8月10日	IIしきい値判断項目 1対象人数及び日付	1,000人以上1万人未満 令和3年12月31日	1万人以上10万人未満 令和4年12月31日	事後	
令和5年8月10日	IIしきい値判断項目 2取扱者数の日付	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	
令和5年8月10日	IVリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	